

入札説明書

支出負担行為担当官
北海道農政事務所長

この度、下記により一般競争入札を執行するので、希望があれば入札に参加されたい。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該調達に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

記

1 競争入札に付する事項

- (1)件名 北見地方合同庁舎 庁舎等維持管理業務
- (2)業務仕様 仕様書のとおり
- (3)履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4)履行場所 北見地方合同庁舎(北見市青葉町6番8号)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2)予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3)令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格(全省府統一資格)の「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4)5に示す書類を提出できること。
- (5)各省府の契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6)電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

3 入札書の記載事項

本案件については、最低価格落札方式により1(1)における請負代金の総価で入札に付すので、入札者は総価を入札書に記載すること。

但し、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

また、落札した者は担当者から指示があった場合には、速やかに入札金額内訳書を提出すること。

4 電子調達システムの利用

本件は競争参加資格の確認のための証明書等の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願(別紙)を5(4)の期限までに提出するものとする。

電子調達システムURL <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

5 証明書等の提出場所等

(1)提出場所 北海道農政事務所会計課

〒064-8518

北海道札幌市中央区南 22 条西6丁目2番 22 号 エムズ南 22 条ビル第2ビル

(2)提出書類

ア 令和07・08・09年度資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し 1部

イ 紙入札方式参加願(紙入札による場合のみ) 1部

(3)提出方法

(紙入札による場合)

持参、郵送(郵送の場合は提出期限必着のこと)又は電子メールによること。

(電子入札による場合)

電子調達システム上にてPDFファイルを添付送信すること。

(4)提出期限 令和8年2月 18 日 午後5時

6 証明書等審査

5による証明書等を支出負担行為担当官が審査し、要求仕様を満たしていると認められる者を最終的に当該競争に参加させる。

7 入札説明書等に対する質問

(1)この入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合には、次により提出すること。

ア 提出場所 北海道農政事務所会計課

イ 提出期限 令和8年2月 18 日 午後5時

ウ 提出方法 書面(様式自由)により、持参、郵送又は電子メールによること。

(2) (1)に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期 間 令和8年2月3日から令和8年3月6日まで

イ 場 所 ・北海道農政事務所掲示板

・北見地方合同庁舎掲示板

・北海道農政事務所ホームページ

https://www.maff.go.jp/hokkaido/soumu/keiri/nyusatu_baikyaku/index.html

8 入札執行の場所及び日時

(1)入札書の受領期限等

ア 電子調達システムによる入札

令和8年2月 27 日午前9時から令和8年3月 5 日午後5時までに入札金額の送信を行うこと。

イ 郵送による入札

・提出期限 令和8年3月 5 日 午後5時

簡易書留又は一般書留に限る。提出期限必着のこと。

・提出先 北海道農政事務所会計課
〒064-8518 北海道札幌市中央区南 22 条西6丁目2番 22 号
エムズ南 22 条ビル第2ビル

(2) 開札日時及び場所

令和8年3月6日 午後3時
北海道農政事務所 第2ビル1階 TV 会議室
北海道札幌市中央区南 22 条西6丁目2番 22 号 エムズ南 22 条ビル 第2ビル1階
※立ち会い方式での開札は行わない。入札結果については、紙入札方式の入札者全員に電子メールや電話等でお知らせする。

(3) 再度入札

初回の入札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵送による入札がある場合は、後日再度の入札を行うものとし、提出期限については別途連絡するものとする。

(4) 入札書の変更等

入札参加者は、提出した入札書の変更又は取消しをすることはできない。

9 落札者の決定方法

予決令第 79 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金

免除する。

11 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予算決算及び会計令第 86 条の調査を行うものとする。また、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

12 低入札価格調査

低入札価格調査は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「調査対象者」という。）に対して行うものとし、調査対象者からの事情聴取により実施する。調査対象者は、開札した翌日から7日（土日、休日含む）以内に本調査に必要な資料等（以下「調査資料」という。）を提出し、事情聴取に応じなければならない。提出する調査資料については、別冊調査資料のとおりとし、調査資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

なお、調査資料の提出がない場合、事情聴取に応じない場合又は説明不十分な場合には、別紙入札心得第9条第 10 号の規定により、入札に関する条件に違反した入

札として、その入札を無効とする。

13 契約書案

別添のとおり

14 その他

別紙入札心得による。

15 契約の成立条件

落札者が決定した場合において、次年度予算の成立及び示達が行われるまでは、契約は成立しないものとする。

16 本件に関する照会先

北海道農政事務所 会計課

電話番号 : 011-330-8739

E-mail : hokkaido_kanzai@atmark/maff.go.jp

(注)スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、送信の際は「@」に変更して送信すること。

【お知らせ】

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当所のホームページをご覧ください。

（<https://www.maff.go.jp/hokkaido/soumu/syomu/kouki.html>）

2 北海道農政事務所調達情報メールマガジン（物品・役務）の配信について

物品・役務の一般競争入札公告、オープンカウンター方式による見積、企画競争、公募の公示の新着情報をメールマガジンで配信しています。メールマガジンの登録は、当省のホームページから行ってください。

（<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>）

3 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

別紙

紙入札方式参加願

1. 発注件名

北見地方合同庁舎 庁舎等維持管理業務

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

上記の入札案件について、電子調達システムを利用することなく、紙による入札方式で参加することを届け出ます。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
役 職
氏 名

支出負担行為担当官
北海道農政事務所長 殿

入札心得

(目的)

第1条 北海道農政事務所に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令(昭和55年大蔵省令第45号。以下「特例省令」という。)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

ただし、電子入札システム又は電子調達システム(以下「電子入札システム等」という。)による入札参加者は、当該公告において指定した書類を同システムにおいて作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

(入札等)

第3条 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、入札書(様式第1号)を作成し、封かんの上、入札者の氏名(法人にあっては、法人名)、あて名及び入札件名を表記(様式第5号)し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに入札しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当官等においてやむを得ないと認められたとき又は特例政令第2条に定める調達契約を行うときは、郵便をもって入札することができる。この場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して簡易書留又は書留郵便(様式第6号)とし、契約担当官等あて親筆で提出しなければならない。
- 4 特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札参加者は、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送しなければならない。
- 5 第3項の入札書は、入札日の前日(特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札の公告又は公示に示した時刻)までに到達しないものは無効とする。
- 6 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 7 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状(様式第2号)を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。
- 8 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

- 9 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 10 入札参加者は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 71 条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。
- 11 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(様式第3号)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(電子入札)

- 第4条 電子入札システム等による入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成し、公告、公示又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。
- 2 入札書に仕様書等を添付することとされた入札又は特定商品と同等のものであることを証明する必要のある入札にあっては、同システムにおいて作成し、指定した日時までに提出しなければならない。

(入札の辞退)

- 第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ただし、電子入札システム等による入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて作成の上、提出するものとする。

 - 一 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式第4号)を契約担当官等に提出して行う(郵送の場合は、入札日の前日までに到達するものに限る。)。
 - 二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

- 第7条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(開札)

- 第8条 開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び日時に入札者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないとときは、入札事務に係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

(無効の入札)

第9条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 二 委任状を持参しない代理人のした入札
- 三 記名を欠く入札(電子入札システム等による場合は、電子証明書を取得していない者のした入札)
- 四 金額を訂正した入札
- 五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 六 明らかに連合によると認められる入札
- 七 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- 八 入札時刻に遅れました入札
- 九 暴力団排除に関する誓約事項(様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- 十 その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第10条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

(請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格)

第11条 製造その他の請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)について予算決算及び会計令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、予定価格に10分の6を乗じて得た額(以下「調査基準価格」という。)とする。

- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

(落札者の決定)

第12条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあたっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの。以下この条において同じ。)をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査のうえ落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、その結果を、落札者及び最低の価格の入札者(最

低の価格の入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知し、他の入札者にはその旨通知する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。ただし、これらの者の中に電子調達システムにより入札した者がいる場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができるものとする。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者、郵便又は電子入札システムによる入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第14条 落札者は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。)に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、所長が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

2 契約担当官等は、落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がない旨指示したときは、この限りでない。

4 契約担当官等が入札公告において、契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、落札者が電子調達システムにより入札を行った場合又は電子契約システムにより契約を行う場合は、第1項の規定にかかわらず、電子調達システム又は電子契約システムにおいて契約担当官等が作成した契約書の電磁的記録に電子署名を付すことにより契約書案への記名押印及び提出に代えることができる。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第16条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道農政事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人氏名)

¥ (税抜き)

ただし、「北見地方合同庁舎 庁舎等維持管理業務」の総価格

上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。

電子くじ番号【 】

- [注意]
- 1 提出年月日は必ず記入のこと。
 - 2 金額の訂正は行わないこと。
 - 3 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
 - 4 ()内は、代理人が入札するときに使用すること。
 - 5 電子くじ番号には、任意の3桁の数字を記載すること。なお、記載のない場合等は、入札金額の上3桁を電子くじ番号とする。

委 任 状

私は、(代理人の名前)を代理人と定め、支出負担行為担当官北海道農政事務所長の発注する「北見地方合同庁舎 庁舎等維持管理業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

- ・入札及び見積りに関する一切の権限
- ・(復代理人の選定に関する一切の権限)

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

代理人所属先住所
代理人所属先・役職
代理 人 氏 名

支出負担行為担当官
北海道農政事務所長 殿

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接のあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもつて誓約いたします。

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道農政事務所長 殿

(入札者)

住 所
氏 名

北見地方合同庁舎 庁舎等維持管理業務

上記について入札を希望しておりましたが、都合により入札を辞退します。

(注意事項)

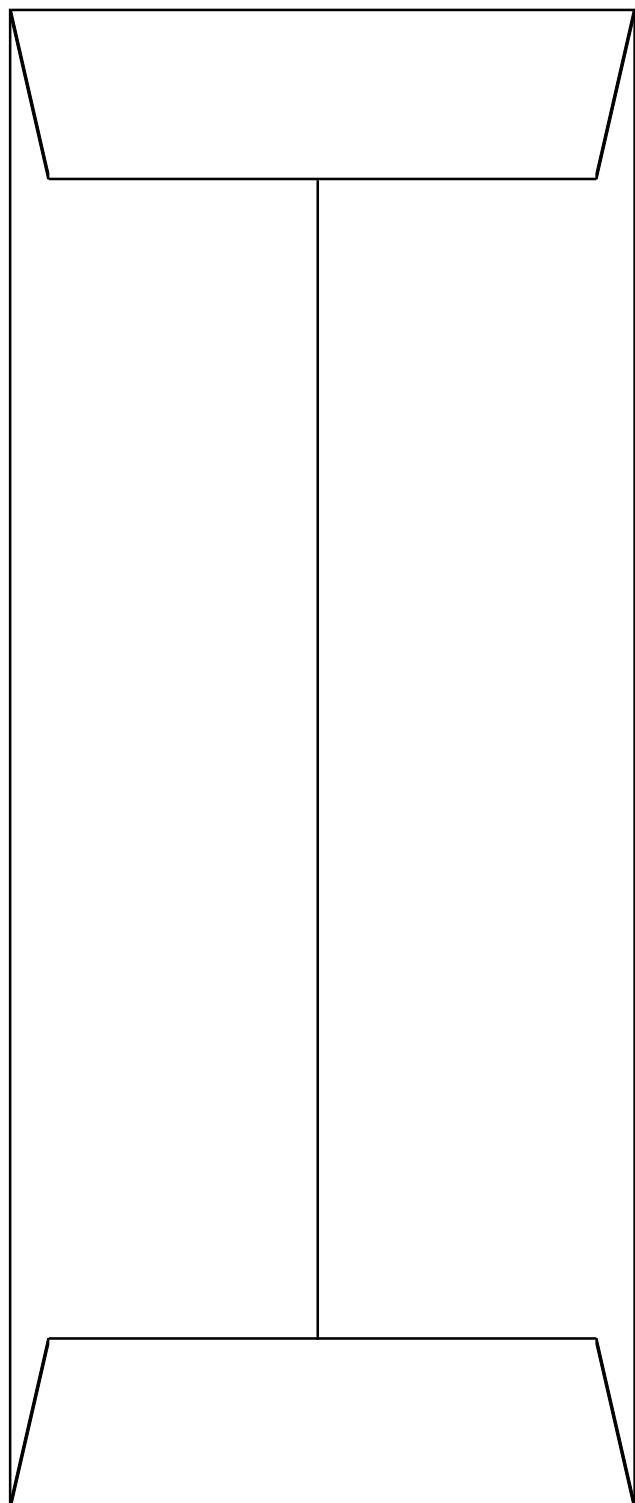
用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

封印用封筒記載例

(表)

令和 8年 3月 6日	午後 3時開札	「北見地方合同庁舎 庁舎等維持管理業務」	支出負担行為担当官 北海道農政事務所長 殿	商号又は名称 住 所 電 話 番 号
----------------------	------------	-------------------------	-----------------------------	--------------------------

(裏)



郵便入札用封筒記載例

(表)

〒 064-8518

札幌市中央区南22条西6丁目2番22号
エムズ南22条ビル 第2ビル

支出負担行為担当官 北海道農政事務所長 殿

「北見地方合同庁舎 庁舎等維持管理業務」

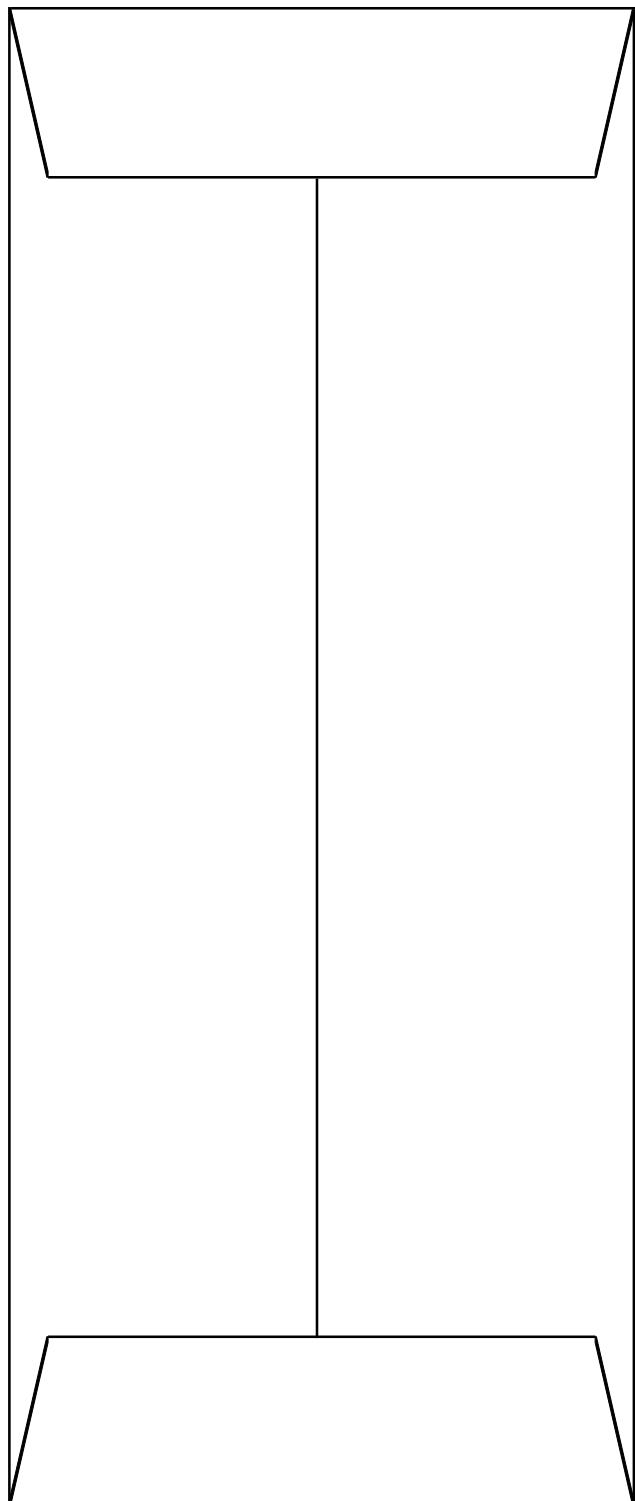
令和8年3月6日 午後3時開札

簡易書留

入札書在中

商号又は名称
住 所
電 話 番 号

(裏)



- [注意] 1. 「入札書在中」は朱書とすること。
2. 簡易書留または書留で送付すること。

郵送により入札に参加される場合の注意点

- ① 郵送の場合は代理人を立てていただく必要はありませんので、委任は不要です。
- ② 提出書類に不備がある場合は無効となることがありますので、発送前に金額や記入事項等を十分ご確認ください。
- ③ 配布資料の中に郵便入札用表封筒記載例を入れておりますので参考にしてください。封筒の大きさ等に決まりはありません。
- ④ 入札書は簡易書留又は一般書留で郵送してください。
通常郵便、メール便は不可とします。
- ⑤ 事前提出書類（全省庁統一資格の写し、入札説明書5の（2）のイ、紙入札方式参加願）は入札書と一緒に郵送していただいて構いませんが、入札前に内容の確認をしますので、入札用封筒には入れないでください。
一緒に郵送される場合は、入札説明書に記載している事前提出書類の提出期限までに届くように発送してください。
事前提出書類を入札書とは別に郵送される場合は通常郵便等で構いません。
- ⑥ 郵送による入札書の送付先及び提出期限を入札説明書に記載しておりますのでご確認願います。
提出期限を過ぎて届けられた入札書は無効となります。天候や交通状況によっては、通常よりも到着が遅れることも考えられますので、余裕をもって発送してください。

※ 紙入札方式参加願の「電子調達システムでの参加ができない理由」について
電子調達システムを導入されていない場合、またはシステムの準備が間に合わない
場合には、「システム不備のため」とご記入ください。

低入札価格 調査資料

業務名 :

添付資料

- ・※添付資料名を記載すること
- ・
- ・

入札者名 :

様式 1

当該価格により入札した理由

様式2

入札価格の内訳書

(単位：千円)

業務名							
業務区分	項目	種別	業務実施金額 (A=B+C)			官積 算額(D)	備考
				うち自社実 施金額(B)	うち再委託 予定金額(C)		
○○業務	直接人件費	○○					一次内訳書－1
		○○					一次内訳書－2
		○○					一次内訳書－3
	直接物品費						直接物品費、業務管理費、一般管理費に係る内訳書
	業務管理費						〃
	一般管理費						〃
業務価格							再委託予定金額 の比率○○%

官積算額欄は空欄とすること。以下同じ

樣式 3

入札価格の内訳書の明細書

(一次内訳書の様式)

(単位: 円)

※備考欄は必要に応じて内容等を記載すること。

※単価の決定根拠となる、賃金等見積り根拠がわかる資料を添付すること。

入札価格の内訳書の明細書

(一次内訳書の様式)

(単位: 円)

※備考欄は必要に応じて内容等を記載すること。

※単価の決定根拠となる、賃金等見積り根拠がわかる資料を添付すること。

入札価格の内訳書の明細書

(一次内訳書の様式)

(単位：円)

様式4

直接物品費、業務管理費、一般管理費の内訳書の明細書

(単位：円)

内訳				
項目	種別	細別	業務実施金額	備考
直接物品費				
業務管理費				
一般管理費				一般管理費内訳書のとおり
	計			

一般管理費内訳書

契約対象業務名		
費目・項目	金額(円)	備考
一般管理費		
· · · · ·		
· · · · ·		
· · · · ·		
法定福利費		
福利厚生費		
事務用品費		
通信交通費		
水道光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		
· · · · ·		
· · · · ·		

様式 5

手持の業務等の状況

業務名	発注機関	履行期間	契約金額	備考

樣式 6

配置予定者名簿

樣式 7

直接人件費內訛書

様式8

過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

通し番号	業務名	発注者名	履行期間	契約金額	落札率	備考

注1：業務の「契約書」の写しを添付すること。